

「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示案」
に関する意見募集結果について

国土交通省では、令和 5 年 1 2 月 2 8 日から令和 6 年 1 月 2 7 日まで、「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示案」についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、9 件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和 5 年 1 2 月 2 8 日（木）～令和 6 年 1 月 2 7 日（土）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール、F A X 及び郵送

2. 意見数

提出意見数 9 件

3. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課 意見募集担当
電話番号：03-5253-8111（内線 41233）

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

※とりまとめの都合上、いただきましたご意見は要約等の整理をしております。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>完全キャッシュレスバスの運行については賛成するが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 以上（複数）の支払手段に対応すること及びいわゆる 10 カード（交通系 IC）やクレジットカード等全国的に決済手段として普及しているものが利用できることを要件とすべき。 ・ IC カード支払いに際する IC カードへの積み増し（チャージ）も拒否してよいとしていただきたい。 	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>決済手段の選定につきましては、別途、国でガイドラインを策定のうえで、実施事業者の内容を周知してまいります。</p> <p>また、ICカードへの積み増しに関するご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>完全キャッシュレスバスの運行についてはあまり賛成しないが、完全キャッシュレスバスの運行を可能とするとしても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュレスでの支払いを行う手段（カード等）を持っていない乗客が乗車してしまった際にも問題が無いようにしていただきたい。 ・ カード方式でのキャッシュレス化を行う場合、カード残高の払い戻しが可能な方式とすることについては、条件として求めるようにしていただきたい。 	<p>キャッシュレス手段を持たない利用客の取扱い等については、別途、国でガイドラインを策定のうえで、実施事業者の内容を周知してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュレスの促進に向けた現金の割増運賃を設定いただきたい。 ・ 不正乗車抑止のため不正乗車時の割増運賃を高額に設定いただきたい。 	<p>各種の割増運賃に関しては、各実施事業者の判断にて設定していただくものと考えております。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 各種キャッシュレス決済を利用しない国民もいるため、現金以外の支払い方法に限定することについて、反対します。 	<p>完全キャッシュレスバスの運行にあたっては、何よりバス利用者の理解が重要であると考えております。</p> <p>まずは、今秋より、バス事業者の協力を得て、いくつかの路線で実証運行を実施し、完全キャッシュレスとした場合の効果や課題を検証してまいりたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 完全キャッシュレスの推進によって、機器購入費及びシステム利用料等民間事業者の負担を強いられることになるのはおかしいのではないか。地方において完全キャッシュレス化は困難である。 	<p>現金を取り扱わない完全キャッシュレスバスは、バス事業者のコスト削減に寄与するものと考えられますが、完全キャッシュレスバスの運行の可否は、バス事業者の判断としております。</p>